

雑誌スポンサー募集要項

岸和田市立図書館

(雑誌スポンサー制度の趣旨)

- 1 岸和田市立図書館(分館を含む。以下「図書館」)に企業、商店、団体又は個人(以下「雑誌スポンサー」)から雑誌又は新聞(以下「雑誌等」)をご提供いただき、図書館において利用者に供する種類及び数量を増やすことにより、図書館サービスの向上を図ります。

(雑誌スポンサー制度の内容)

- 2 雑誌スポンサーに雑誌等をご購入いただき、書店等を通じて図書館に納入してもらいます。納入された雑誌等は図書館に配置します。

雑誌等の最新号カバー表面と雑誌を配置する棚に雑誌スポンサー名を表示、及び最新号カバー裏面に広告を掲載できます。なお、個人の場合は、カバー裏面についても雑誌スポンサー名とします。また、雑誌スポンサー名及び広告は表示等しないことができます。

- 3 雑誌スポンサーとしない者

次のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとしません。既に雑誌スポンサーとなっている者が、次のいずれかに該当することとなった場合も同様とします。

- (1) 風俗営業及びこれに類する事業を営んでいると認められる者
- (2) 消費者金融業を営む者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始決定を受けた事業者
- (4) 法令に違反している事業者又はそのおそれがあると認められる事業者
- (5) 市の指名停止措置を受けている者
- (6) その事業を営むについて官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていない者
- (7) 広告主(団体にあつては代表者を含む。)の行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっている者
- (8) 市税を滞納している者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告主とすることが適当でないと市長が認める者

- 4 対象の雑誌等

原則として、図書館が作成した「雑誌・新聞リスト」から選定していただきますが、このリストにない雑誌等を希望される場合は、図書館にご相談ください。なお、他の雑誌スポンサーが選定した雑誌等が既に提供されているときは、他の雑誌等を選定してい

ただく場合があります。

5 雑誌スポンサー名等の表示等の仕様

- (1) 雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示します。
表示の大きさ：縦4cm以内、横13cm以内 地色は白色、文字は黒色
貼付位置：最新号カバー底辺から4cm上部の中央
- (2) 最新号カバー裏面に広告を掲載できます。広告は片面印刷でカバーに収まるサイズのものとし、広告は1か月単位で入れ替えることができます。なお、個人の場合は、裏面についても雑誌スポンサー名に限ります。
- (3) 雑誌を配置する棚に雑誌スポンサー名を表示できます。表示は最新号カバー表面と同じサイズのものとし、
- (4) 新聞の場合には、1面にB5サイズ片面印刷の広告を掲載することができます。

6 表示等の開始

雑誌等への雑誌スポンサー名の表示及び広告の掲載開始は、雑誌スポンサーが書店等へ雑誌等の購入代金を支払い、図書館においてその確認ができた後とします。

7 広告の内容及び掲載しない広告の基準

広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがないものとし、掲載する場合には、雑誌スポンサーと図書館が協議するものとし、広告は、次のいずれかに該当するものは対象としません。

- (1) 市としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥する内容を含むもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するものであることにより、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (7) 市が推薦等しているとの誤認のおそれのある表現をしたもの
- (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (9) 風俗営業の宣伝を目的としたもの
- (10) 求人広告を主たる内容とするもの
- (11) 当該商品、サービス等の効果等に個人差があるなど消費者保護の観点から望ましくないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (14) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- (16) 内容又は責任の所在が不明確なもの

- (17) 比較広告
- (18) 広告が第三者の権利を侵害するもの
- (19) 広告すべての権利処理等が完了していないもの
- (20) その他、図書館を活用して行う広告として、適当でないと認められるもの

8 雑誌スポンサーの期間

提供の開始（雑誌等が図書館に納入され、代金支払いが確認されたとき）から当該年度末までとします。

9 募集時期

図書館において随時募集を行っています。

10 雑誌スポンサーの申込方法

雑誌スポンサー申込書を来館、郵送又はファクシミリのいずれかの方法で岸和田市立図書館へご提出ください。

申込書は、ご連絡くださいましたら図書館からお送りいたします。

11 雑誌等の購入代金の支払い

雑誌等の購入代金（図書館への送料を含みます。）は、雑誌スポンサー期間の全額をまとめて、書店等にお支払いいただきます。詳細につきましては、申し込みがあったときにお知らせいたします。

12 雑誌の休刊又は廃刊

提供する雑誌等が休刊又は廃刊となった場合には、雑誌スポンサーと図書館が協議のうえ、他の雑誌等に変更していただくようにします。

13 申込・問合先

岸和田市立図書館

〒596-0073 岸和田市岸城町1番18号

電話 072-422-2142

FAX 072-432-8686